

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	区内4警察署への65歳以上高齢者名簿の外部提供について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課：危機管理担当部危機管理課）

事業の概要

事業名	「区及び区内 4 警察署との連携による特殊詐欺根絶対策」関連事務
担当課	危機管理課
目的	区内高齢者宅全戸を戸別訪問し、特殊詐欺被害の根絶を図るため
対象者	区内在住の 65 歳以上の高齢者
事業内容	<p>1 特殊詐欺被害発生状況</p> <p>区内の全刑法犯認知件数については、平成 21 年以降減少傾向にあるものの、特殊詐欺の被害認知件数については、平成 27 年以降増加傾向に転じており、平成 29 年の被害認知件数は、130 件（前年比+55 件）、被害額は約 2.9 億円（前年比+8,900 万円）と急増している。被害者は、65 歳以上の高齢者が多く、全体の約 86%を占めている。</p> <p>2 課題</p> <p>区においては、特殊詐欺対策として、高齢者の方が集まる各種会議やイベントにおいて被害防止に向けた講話や注意喚起のチラシ配布、自動通話録音機の貸出し等の対策を実施してきたものの、対策が行き届いておらず特殊詐欺の被害認知件数は減少していないことから、特殊詐欺への関心が薄いなど被害に遭いやすい高齢者への直接的・個別的な対策を行う必要がある。</p> <p>また、各警察署との情報交換・検討を行ったところ、各警察署においては、直接的・個別的な注意喚起を行うために全高齢者宅に戸別訪問をして注意喚起を行うこととしているものの、全高齢者宅の把握が困難であり、実際に特殊詐欺被害に遭われた高齢者のうち、各警察署が把握していた高齢者は一部であったとのことである。（資料 1 2 - 1 参照）</p> <p>3 今後の対策</p> <p>区と各警察署が更に連携を強化し、区は、区が保有する高齢者の関係情報（名簿）及び自動通話録音機を各警察署に提供し、その名簿に基づき各警察署が全高齢者宅に迅速に戸別訪問・注意喚起を行い、関心が低く被害に遭いやすい高齢者世帯や電話機に留守番電話機能がない高齢者世帯を中心に自動通話録音機を貸し出すという特殊詐欺被害根絶対策を実施していく。（資料 1 2 - 2 参照）</p> <p>なお、本対策の確実な実施と個人情報の保護対策の万全を図るために、区内 4 警察署と覚書及び協定書を締結することを予定している。</p>

件名 区内4警察署への65歳以上高齢者名簿の外部提供について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	「区及び区内4警察署との連携による特殊詐欺根絶対策」関連事務
登録業務の目的	区内高齢者宅全戸を戸別訪問し、特殊詐欺被害の根絶を図るため
外部提供の相手方	区内4警察署(新宿、四谷、牛込、戸塚)
外部提供を行う理由	高齢者宅の戸別訪問による特殊詐欺被害根絶対策の実施のため
外部提供を行う情報項目	氏名、フリガナ、住所、生年月日
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙(名簿)
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内4警察署と情報保護対策等の遵守事項を記載した協定書を締結する。 2 紙媒体の名簿は、区内4警察署所管区域ごと綴り、区内4警察署に渡すまでの間、鍵付きのキャビネットに保管する。 3 名簿の受渡しは、区職員2名が区内4警察署に持参する。持参する際には、名簿を鍵のかかる鞆に入れ、襷掛けをする。 4 持参した名簿は、区内4警察署の保管場所を確認の上、管理責任者に直接手渡し、受領印付きの書類を引き換える。 5 月に一度、区職員が、区内4警察署に立ち寄り、管理責任者立会いのもと保管状況及び名簿の確認を行う。 6 名簿は、各警察署が不要になった際、区からの要望があった際又は1年経過した際(平成30年度提供分については、平成31年(2019年)7月末)は、区が回収し、裁断処理を行う。

<p>外部提供の相手方としての情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内4警察署において、名簿は施錠可能な収納場所に保管させる。 2 収納場所の鍵は、管理責任者に保管させる。 3 名簿の出入れは、管理責任者のもとで行わせる。 4 管理責任者に、月1回以上名簿が適正に保管されていることを確認させる。 5 各警察署庁舎外への持出し及び複写は厳禁とする。 6 名簿の閲覧権限者は、管理責任者が指定した者に限定させる。 7 閲覧権限者が、訪問宅を地図にマーキングし、訪問する警察官に直接手渡しをすることにより、名簿を厳重に管理させる。 8 上記7の地図を受け取った警察官は、当該地図を適正に管理する。当該地図は、訪問後、閲覧権限者に返却する。 9 上記8の返却を受けた閲覧権限者は、確実に裁断処理を行う。 10 名簿が不要になった際、区からの要望があった際又は1年経過した際（平成30年度提供分については、平成31年（2019年）7月末）は、区に返却とする。 (資料12-3参照)
<p>外部提供の時期</p>	<p>平成30年9月3日（平成30年8月31日時点の名簿）</p>
<p>緊急時の外部提供における本人通知の状況</p>	<p>*****</p>